

市民意見募集(パブリックコメント)結果

「障害のある人もない人も共に安心して暮らしやすい和歌山市づくり条例(素案)」に関するご意見を募集した結果、7件の意見をいただきましたので、次のとおり公表します。

■募集案件の概要

募集案件	障害のある人もない人も共に安心して暮らしやすい和歌山市づくり条例(素案)
受付期間	平成27年12月22日(火)から平成28年1月20日(水)まで
ご意見の件数	2人・7件

■ご意見の概要と市の考え方

No	ご意見の概要	市の考え方
1	<ul style="list-style-type: none">・ 条例案のパブリックコメントアクセスがしにくかったので、障害に配慮し分かりやすいウェブサイトづくりをして欲しい。・ 視覚障害のある者に配慮した、利用しやすい形式のファイルを使って欲しい。	<p>ホームページの掲載方法について使用しづらかったことについてお詫び申し上げます。今後、障害に配慮した掲載方法をとっていきます。</p> <p>また、平成28年3月から市のホームページをウェブアクセシビリティに対応したものに刷新する予定です。</p>
2	条例の施行後、一定の期間後に見直すという条項が必要である。	施行後3年を経過した段階での見直し規定を附則に置きます。
3	障害に係るコミュニケーション支援以外に、交通や移動、建物等でのバリアフリーについても、今回の条例素案のように、当事者からの申し立てや、調査、勧告から公表といった一連の改善措置を設けるように検討されたい。	交通、移動及び建築物等のバリアフリーについては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律で公共交通事業者等や建築主等の義務が定められ、その義務を履行させるために国土交通大臣や知事等が罰則を伴った命令を発することができますが、交通等のバリアフリーについての社会の理解を深め推進するための措置を今後検討して行きたいと考えています。

4	<p>民間事業者等が行うべき合理的配慮の内容について過重負担の考え方等を踏まえ具体的に規定すべきではないか。</p>	<p>障害に係る社会的障壁を除去するための合理的配慮については、個別判断が必要であるため条例で具体的に規定することは困難です。</p> <p>そのために本条例においては、障害のある当事者からの申立てを受け、調査し、必要な場合は助言、あっせんを行うことにより、障害を理由とした差別の解消を推進することを目指しています。</p>
5	<p>条例素案では、あっせんを行うのは、「市長」としているが、市内部の差別事案の場合に適切な対応でできないと考えられる。</p> <p>そのため、あっせん主体は、第三者性、専門性を備え、障害当事者を含み、かつ機動性を有し、個別事例に十分対応できる機関が行うこととすべきであり、本条例によって設置が予定されている地域協議会にあっせんのための部会を設ける等、地域協議会をあっせん主体として活用することも検討する必要がある。</p>	<p>差別事案に係る市長の助言、あっせんは、実務的に諮問機関の答申に基づいて行うことを想定しています。</p> <p>諮問機関の構成員としては、ご意見のように専門性、第三者性を備え、障害のある当事者も交えたものし、機動的な運用できる組織運営とすることと考えています。</p>
6	<p>条例素案の障害の定義に係る「難病」が難病法と同じ定義と解釈されると、極めて狭い、谷間のある定義となってしまうため、不適切である。よって、条例の障害の定義規定から「難病」は削除すべきである。</p> <p>なお、条例の定義規定から「難病」を削除しても、難病に起因する機能障害により生活上の支障を有する者は「その他の心身の機能の障害」がある者として本条例の対象となり得るため支障はなく、むしろ幅広く条例の対象となることが明確化されると考える。</p>	<p>「難病」の字句を削除し、「その他の心身の機能障害」の中に含めます。</p>

7	<p>条例素案にいう「コミュニケーションに対する支援」にALS患者等の文字盤や表情の読み取り等の手段による支援を行う場合も含まれるとすれば、「コミュニケーション支援従事者」にも、文字盤、表情の読み取り等の手段による支援を行う者も含まれることを明確化すべきである。</p>	<p>障害者総合支援法第77条第1項第6号における意思疎通支援の定義を援用し、より幅の広い意思疎通支援の内容を含んだものとします。</p>
---	---	---